

平成 30 年漁獲可能量留保枠の配分（案）について（まあじ）

平成 30 年 10 月
水 産 庁

まあじの平成 30 年漁獲可能量留保枠の配分について、農林水産大臣が定める数量を以下のとおりとする。

【太平洋系群】 (単位：トン)

	大中型まき網
配分量 (農林水産大臣が定める数量)	800
基本計画に定める数量に、配分量を加えて得た数量	82,300 ^注
留保枠の残枠	1,000

注：今回の対馬暖流系群の配分量を含む。

【対馬暖流系群】 (単位：トン)

	大中型まき網	島根県	山口県	長崎県
配分量 (農林水産大臣が定める数量)	8,500	7,000	3,500	6,500
基本計画に定める数量に、配分量を加えて得た数量	82,300 ^注	40,000	7,500	29,500
留保枠の残枠	16,100			

注：今回の太平洋系群の配分量を含む。

(配分量算出の考え方)

1. 太平洋系群・対馬暖流系群とも、再評価結果を踏まえ、留保枠から 2 割分を差し引いた分の 9 割（すなわち留保枠の 72%）を配分する。
2. 配分量は、1. で得られた数量の 50% を均等割で、残りの 50% を実績割（平成 26～28 年の実績に基づく）で算出した数量の和とする。
3. 配分を希望しない又は配分量引き下げの要望により生じた数量は、留保枠に戻す。

(以 上)

平成30年漁期TAC（まあじ）の設定及び分配について

1. TACはABC以下とする。
2. TACの2割を留保枠とし、当初配分は8割とする。「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて（第84回水産政策審議会資源管理分科会資料5）」に従い、過去3カ年（平成26年から平成28年）の漁獲実績に基づき、大中型まき網漁業及び都道府県へ配分する。
3. 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、再評価前にすべての留保枠を放出することはしない（少なくとも留保枠の2割程度は残す）。
なお、資源量が少ない系群（太平洋系群）を漁獲している都道府県への再配分量の総計は、留保枠に占める当該系群相当量[※]（1,800トン）以内とする。この場合においても、再評価前は少なくとも2割程度残す。

注：留保枠にABC全体に占める当該ABCの割合を乗じて算出